

大口町告示第98号

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年9月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱（平成24年大口町告示第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3意思疎通支援事業の項中「1時間当たり」を「1時間まで」に、「2,500円」を「3,000円」に、「1,250円」を「1,500円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

